

2016年12月15日

大阪府教育委員会  
教育長 向井 正博 様

大阪府教職員組合  
中央執行委員長代行 後藤 なつき  
青年部長 久壽 里麻衣  


## 2016年度 大阪府教職員組合青年部要求書

学校現場では、経験の少ない教職員や臨時教職員が激増しており、業務に関わる経験が少ないことで、さらに業務負担が増大しています。私たち大阪府教職員組合青年部は、貴委員会に対して青年教職員の勤務労働条件の改善のため次の諸点について要求します。充分に検討され、すみやかに解決を図られるよう要望します。

### 記

#### 1 多忙化解消について

- ① 学校現場の多忙化は深刻な状況となっている。持ち帰り残業も含め、時間外勤務は恒常化し、教職員が抱える業務内容は飽和状態といえる。教職員が子どもと向き合える時間や授業準備・教材研究等を行う時間を充分に確保できるよう、府教育委員会として業務負担の軽減にとりくむこと。
- ② 業務が多様化、複雑化している状況を踏まえ、学級編制基準の引き下げを行うなど、教職員の負担軽減を図ること。
- ③ 教育課程に位置付けられる土曜授業の実施については、学校5日制の意義をふまえるとともに、府立学校長等を指導するなど、育児・介護要件や週休日の振替、校内体制など教職員の勤務労働条件への負担増とならないようにすること。
- ④ 大阪府では、すべての学校で「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とするインクルーシブ教育がすすめられている。とともに地域の学校で過ごすしうがいのある子どもも増加する中、しうがいのある子どもが在籍する通常・支援学級担任の業務負担が増加している。教職員の負担軽減を図るために、しうがい種別ごとの学級設置を促進し、必要な教職員を措置するなど、業務負担軽減に向けた方策を講じること。
- ⑤ 複数校を担当している栄養教職員に、過重な負担が強いられている。各校に栄養教諭を配置するなど、栄養教職員の業務負担の軽減方策を講じること。

#### 2 職場環境の改善について

- ① 働きやすい民主的な学校運営が行われるようにすること。特に、職権を背景に、本来の業務の範疇を超えて人格と尊厳を傷つける言動（パワーハラスメントやセクシャルハラ

スメント等）を行い、教職員の働く環境を悪化させる、あるいは不安を与える行為の防止のための施策を講じること。

- ② 制度本来の目的・趣旨をゆがめる「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与等への反映をやめること。
- ③ 新規採用拡大に伴い、経験の少ない教職員が早期に退職することができないよう、メンタルヘルスケアなどのサポートに努めること。
- ④ 教職員の多忙な勤務実態を把握し、業務のスリム化を図り、労働安全衛生の観点から教職員の健康保持のためのとりくみなど、負担軽減策を講じること。

### 3 初任者研修や研修制度について

- ① 学校現場が多忙化を極めていることを踏まえ、業務都合により、やむを得ず研修に参加できなかったことをもって、給与上等の不利な扱いを行わないこと。
- ② 府教育センターで実施される研修については、府内1か所実施のため、移動に要する時間が過大である地域が多い。研修会場の複数化を図るなど研修を受講する教職員の負担軽減の方策を講じること。
- ③ 経験の少ない若年層の教職員の割合が増加している。業務負担軽減のためにも、退職された教職員の活用など、学校現場におけるサポート体制の充実をはかること。
- ④ 府教委が実施する10年経験者研修の一部を免許状更新講習としても開設するなど、教員免許更新と10年経験者研修が重なった際の負担軽減策をさらに充実すること

### 4 労働条件について

- ① 入試制度の改変により、教職員の多忙化・負担増に拍車がかかっている。真に子どもたちのためとなる進路保障・進路指導に懸命に日々尽力している教職員について、多忙化・負担増を防止するための支援策を講じること。
- ② 「妊娠判断時から産休行使日前日までの体育実技軽減措置」について、代替者を確実に配置することなど、妊娠時の負担軽減に努めること。
- ③ 妊娠障害休暇や産前産後休暇・育児休業等を安心して取得できるよう、速やかに臨時の任用教職員が確保できるようにするなど、休暇・休業を取得しやすい環境づくりに努めること。
- ④ 病気休暇や休業等に伴う欠員が出た場合等には、速やかに臨時の任用教職員等を配置し、他の教職員に負担が転嫁されることのないよう措置を図ること。

### 5 部活動指導業務について

- ① 部活動指導が勤務時間を増大させている実態をふまえ、「指導の補助としての部活動支援員の配置」とは別に、単独指導や単独引率ができる特別職としての「外部顧問」制度を導入するなど、顧問の負担軽減に努めること。
- ② 教員特殊業務手当を改善すること。
- ③ 部活動顧問の教職員に、引率の交通費等についても全額保障すること。
- ④ 部活動指導の業務負担軽減策を具体的に示すこと。